

電気こたつ、電気カーペット及びゆたんぽの 冬の事故の防止について（注意喚起）

冬に事故の多い製品として、ストーブや温風暖房機の他に電気こたつ、電気カーペット、ゆたんぽ等があげられます。

NITE製品安全センターに通知された製品事故情報（※1）のうち、平成19年度から23年度までの5年間に、電気こたつによる事故が128件、電気カーペットによる事故が101件、ゆたんぽによる事故が87件発生しています（※2）。

電気こたつ、電気カーペット及びゆたんぽの事故の合計316件の被害状況は、死亡12件、重傷は41件、軽傷は52件、拡大被害（※3）は138件、製品破損等は73件となっています。

事故の発生状況を製品ごとに現象別に分析すると、次のような事故が多く発生しています。

（1）電気こたつ

- ① 電源コードへの過度の荷重、繰り返しの屈曲や引っ張り等により、芯線が断線し、スパークが起きて発火した。
- ② 可燃物がヒーターユニットと接触し、過熱して発火した。

（2）電気カーペット

- ① 電源コードへの過度の荷重、繰り返しの屈曲や引っ張り等により、芯線が断線し、スパークが起きて発火した。
- ② 経年劣化により（※4）、基板内のリレー接点が劣化し、発煙や異常発熱した。

（3）ゆたんぽ

- ① 長時間皮膚に接触したため低温やけどを負った。
- ② 電子レンジ等による、過剰な加熱によって破裂した。

これらの事故は、気温が下がり、使用する機会の増える11月頃から増加し始め、1月がピークになります。また、誤使用や不注意等の使い方による事故が多いことから、製品を正しく安全に使用することで、事故を防止するため、注意喚起を行うこととしました。

（※1）消費生活用製品安全法に基づき報告された重大事故、及び非重大事故やヒヤリハット（被害なし）も含む。

（※2）平成24年9月28日現在、重複、対象外情報を除いた件数で、事故発生日に基づき集計。

（※3）製品本体の被害にとどまらず、周囲の製品や建物に被害が及ぶことを拡大被害としている。

（※4）NITEでは、通常考えられる使用環境で一定期間（10年をめぐり）経過後に、部品等の性能が劣化したことによって発生したと考えられる事故を経年劣化による事故としている。

1. 冬の事故について

(1) 製品別事故件数について

ストーブや温風暖房機を除いた冬に使用する製品（※5）の事故は平成19年度から平成23年度までの5年間で615件ありました。「年度別・製品別事故件数」を表1に示します。

表1 年度別・製品別事故件数 (件)

品名	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	合計
電気こたつ	40	32	26	17	13	128
電気カーペット	20	26	21	17	17	101
ゆたんぼ	17	26	15	12	17	87
電気足温器	39	13	14	3		69
電気毛布	12	18	12	9	6	57
加湿器	10	7	7	13	14	51
電気マット	10	13	8	7	8	46
あんか	9	17	9	4	6	45
カイロ	10	4		2	1	17
温風ダクト					9	9
電気ひざ掛け	1	1		2		4
敷パッド					1	1
合計	168	157	112	86	92	615

(※5) 電気こたつ、電気カーペット、ゆたんぼ、電気足温器、電気毛布、加湿器、電気マット、あんか、カイロ、温風ダクト、電気ひざ掛け、敷パッド

なお、ゆたんぼの種類と方式を表2に示します。

表2 ゆたんぼの種類と方式等

ゆたんぼの種類	方式等
電子レンジ加熱式ゆたんぼ	電子レンジで内部の蓄熱材を温めるもの。
樹脂製ゆたんぼ	湯を入れて使用するもの。 材質はポリエチレン樹脂、ポリ塩化ビニル等。
ゴム製ゆたんぼ	湯を入れて使用するもの。
金属製ゆたんぼ	湯を入れて使用するもの。 直火で加熱して使用できるものを含む。
電気蓄熱式ゆたんぼ	電気で内部の熱媒体・蓄熱材を温めるもの。

(2) 製品事故の上位を占める製品での事故について

製品別事故で上位を占める、平成19年度から23年度までの5年間に発生した電気こたつ、電気カーペット及びゆたんぼの事故は合わせて316件ありました。「年度別事故発生件数及び被害状況」を図1に示します。

平成20年度以降、事故件数は減少傾向にありますが、平成22年度から23年度にかけても45件以上の事故が発生しています。さらに、死亡(※6)・重傷・軽傷の人的被害件数の割合は、毎年発生件数の約3割程度を占めています。

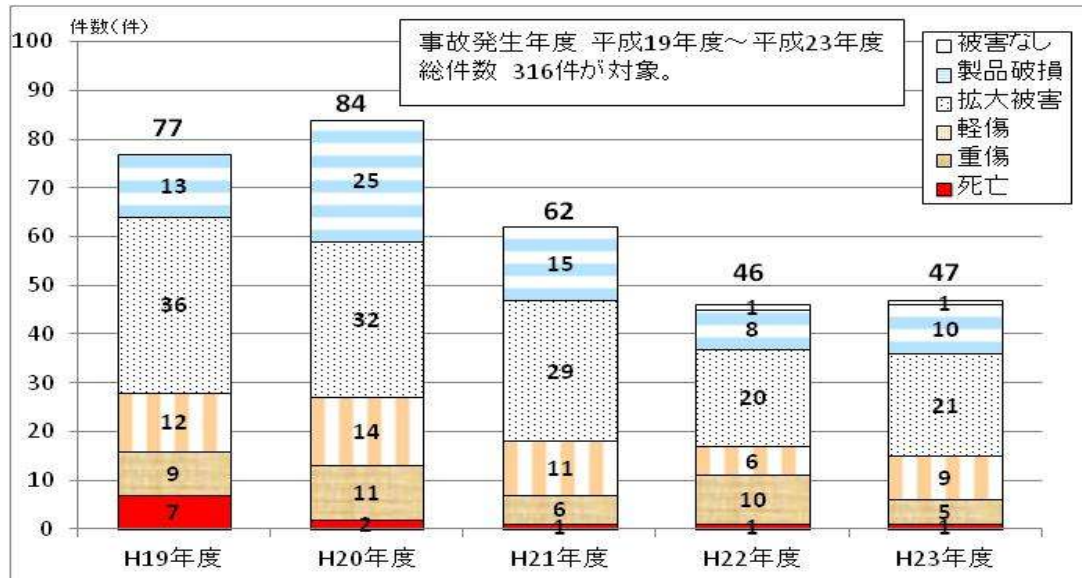


図1 年度別事故発生件数及び被害状況

(※6) 平成19年度の死亡7件は電気こたつによる火災事故で、事故原因区分は「G：原因不明」である。

電気こたつ、電気カーペット及びゆたんぼの事故を製品別に分けた「年度別・製品別事故発生件数」を図2に示します。

電気こたつの事故は減少傾向が続いていますが、電気カーペットの事故は平成22年度から23年度にかけて横ばい、ゆたんぼの事故は平成21年度から23年度にかけて減少から横ばいとなっています。

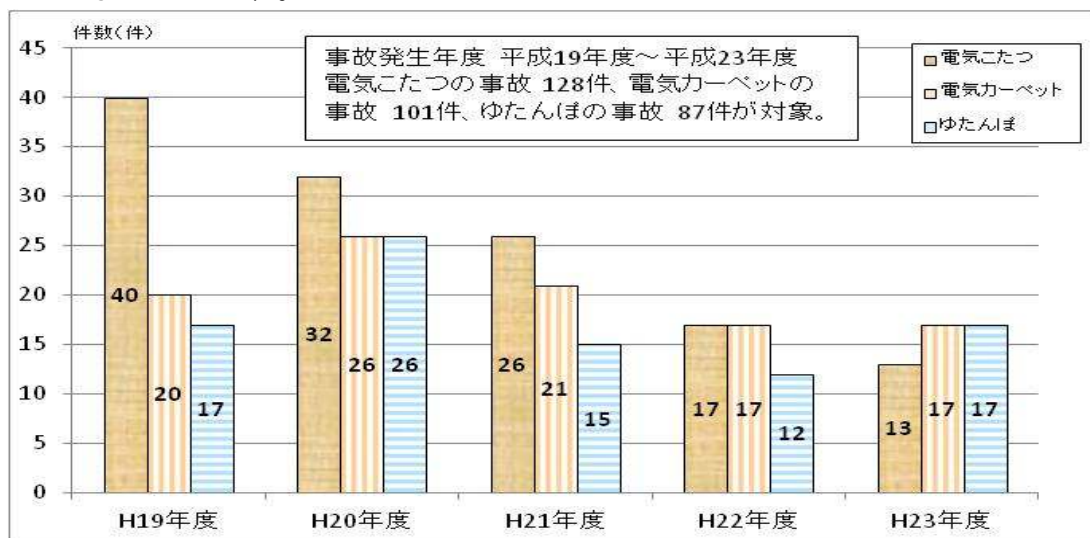


図2 年度別・製品別事故発生件数

(3) 3製品の事故の月別発生件数

電気こたつ、電気カーペット及びゆたんぽの事故316件のうち、発生月が判明した315件について、平成19年度から平成23年度までの「5年間の月別発生件数」を図3に示します。3製品ともに、11月から事故が増加し、1月に最も多く発生しています。

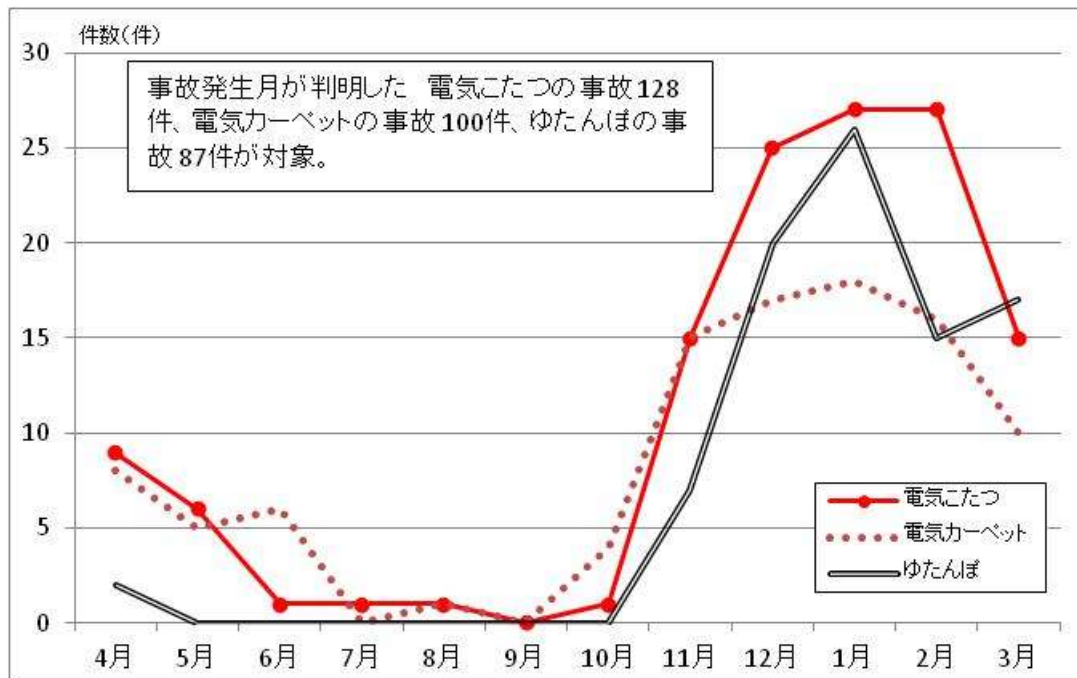


図3 5年間の月別発生件数

2. 事故情報の分析

(1) 電気こたつの事故について

ア. 年代別の事故状況

電気こたつの事故のうち、人的被害のあった40人(35件)について、「年代別被害者数」を図4に示します。人的被害の中で、火災による死亡者が12人(30%)となっています。

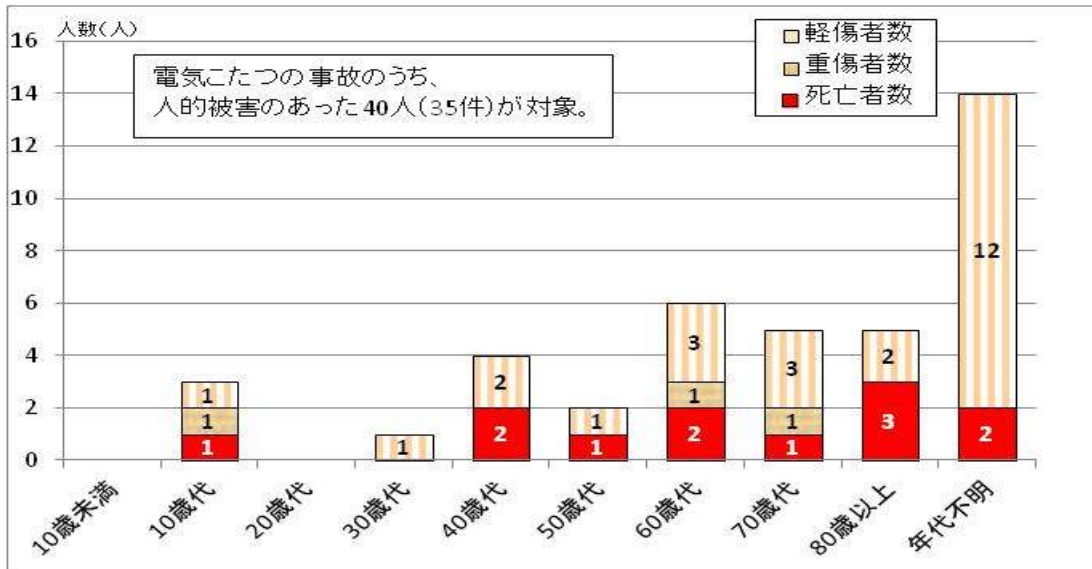


図4 電気こたつの年代別被害者数

イ. 事故原因区分

電気こたつの「事故原因区分別発生件数」を図5に示します。

電気こたつの事故は、火災を伴う事故が128件中31件あり、「設計、製造又は表示等に問題があったもの(事故原因区分A)」が28件(22%)と割合が高くなっています。A区分の事例としては、製造時のはんだ付け不良で異常発熱したものや製造工程中に中間スイッチ内部に可燃性のグリスを誤って塗布したために接点不良が生じて発熱したもの等があります。

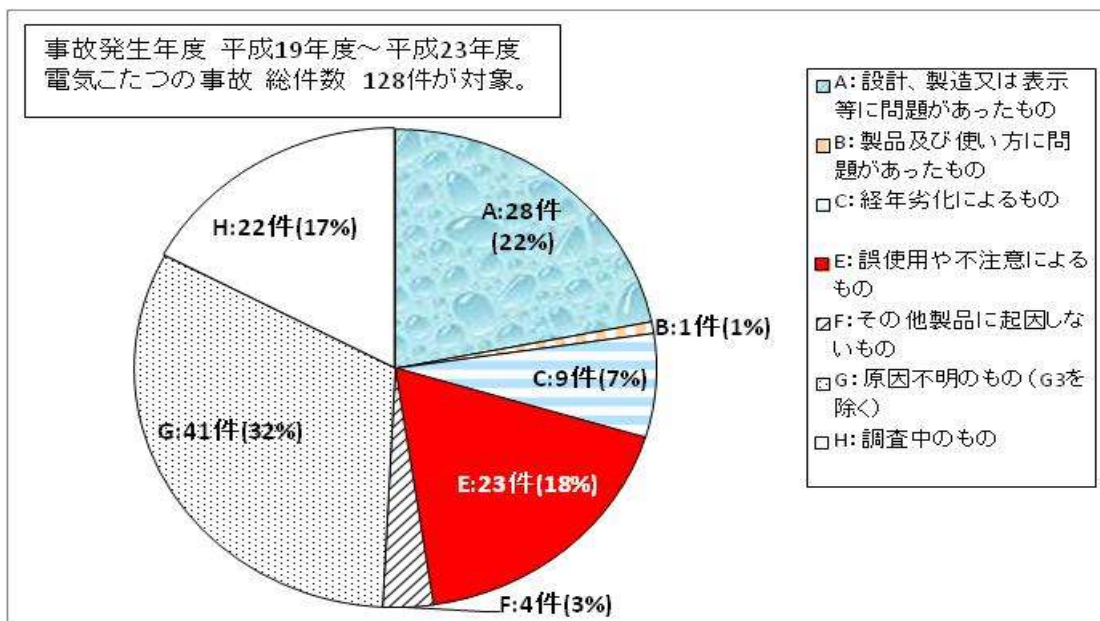


図5 電気こたつの事故原因区分別発生件数

電気こたつの「事故原因区分別被害状況」を表3に示します。

表3 電気こたつの事故原因区分別被害状況（※7）

被害状況 事故原因区分		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故	A：設計、製造又は表示等に問題があったもの		1 (1)	5 (5)	9	13		28 (6) [0]
	B：製品及び使い方に問題があったもの				1			1 (0) [0]
	C：経年劣化によるもの			2 (2)	5 [1]	2		9 (2) [1]
	G3：製品起因であるが、その原因が不明のもの							0 (0) [0]
	小計	0 (0) [0]	1 (1) [0]	7 (7) [0]	15 (0) [1]	15 (0) [0]	0 (0) [0]	38 (8) [1]
製品に起因しない事故	D：施工、修理、又は輸送等に問題があったもの							0 (0) [0]
	E：誤使用や不注意によるもの		1 (1)	1 (1) [1]	20 [5]	1		23 (2) [6]
	F：その他製品に起因しないもの	1 (1) [1]		1 (1)	1 [1]		1	4 (2) [2]
	小計	1 (1) [1]	1 (1) [0]	2 (2) [1]	21 (0) [6]	1 (0) [0]	1 (0) [0]	27 (4) [8]
G：原因不明のもの (G3を除く)		8 (10) [8]	1 (1)	8 (11) [3]	20 [4]	4		41 (22) [15]
H：調査中のもの		1 (1) [1]		5 (5) [2]	13 [4]	3		22 (6) [7]
合計	事故件数 被害者数 火災件数	10 (12) [10]	3 (3) [0]	22 (25) [6]	69 (0) [15]	23 (0) [0]	1 (0) [0]	128 (40) [31]

（※7）平成24年9月28日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害のより重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数、[]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。また、壁や柱等の建物または畳やふすま等の建具の一部以上が焼損したものを「火災」としている。

ウ. 事故の現象別被害状況

電気こたつの事故の「現象別被害状況」を表4に示します。

①電源コードへの過度の荷重、繰り返しの屈曲や引っ張り等により、芯線が断線し、スパークが起きて発火した。」が21件と最も多くなっていますが、②「可燃物がヒーターユニットと接触し、過熱して発火した。」では人的被害が多く、被害の程度も大きくなっています。

なお、こたつに関連する事故では、温風暖房機の温風を誘導する「温風ダクト」を使用中に電気こたつの脚及びやぐらが溶融した事故が平成23年度に9件発生しています。

表4 電気こたつの事故の現象別被害状況

被害状況 現象の内容		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
事故原因区分B/G	①電源コードへの過度の荷重、繰り返しの屈曲や引っ張り等により、芯線が断線し、スパークが起きて発火した。			5 (5) [2]	15 [3]	1		21 (5) [5]
	②可燃物がヒーターユニットと接触し、過熱して発火した。	2 (3) [2]	1 (1)	2 (3) [1]	10	1		16 (7) [3]
	③故障を知りながら使用したため、過熱して可燃物が発火した。			2 (2) [1]	1 [1]			3 (2) [2]
	④温度ヒューズを改造して使用したため、異常加熱し可燃物が発火した。				2			2 (0) [0]
	⑤その他		1 (1)		8 [2]	5	1	15 (1) [2]
	⑥不明	7 (8) [7]		3 (5)	11 [5]			21 (13) [12]
A:設計、製造又は表示等に問題があったもの			1 (1)	5 (5)	9	13		28 (6) [0]
H:調査中のもの		1 (1) [1]		5 (5) [2]	13 [4]	3		22 (6) [7]
合計	事故件数 被害者数 火災件数	10 (12) [10]	3 (3) [0]	22 (25) [6]	69 (0) [15]	23 (0) [0]	1 (0) [0]	128 (40) [31]

(2) 電気カーペットの事故について

ア. 年代別の事故状況

電気カーペットの事故のうち、人的被害のあった11人(8件)について、「年代別被害者数」を図6に示します。101件中8件と人的被害は少ないですが、火災による死亡者が2人出ています。

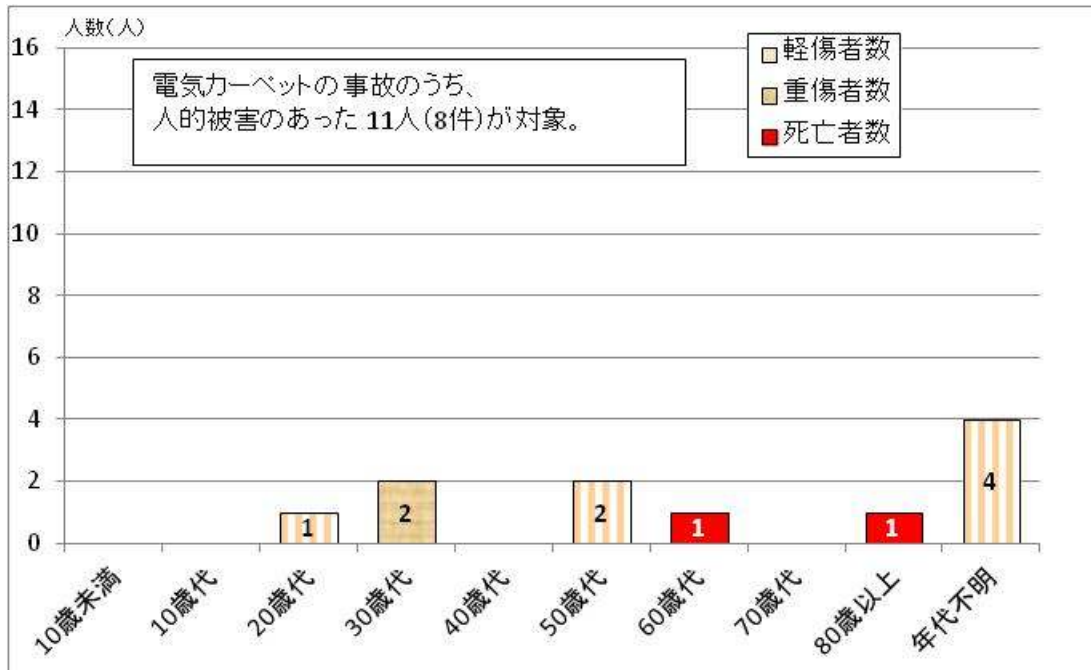


図6 電気カーペットの年代別被害者数

イ. 事故原因区分

電気カーペットの「事故原因区分別発生件数」を図7に示します。

電気カーペットの事故では、電気こたつやゆたんぽに比べて、「経年劣化によるもの(事故原因区分C)」が24件(23%)と多くなっています。

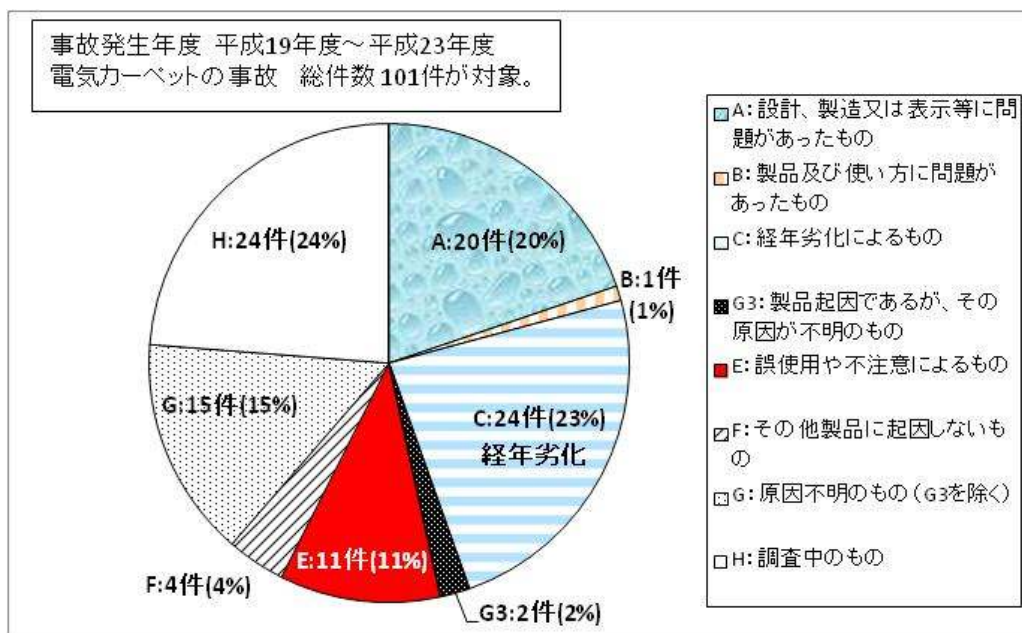


図7 電気カーペットの事故原因区分別発生件数

また、電気カーペットの「事故原因区分別被害状況」を表5に示します。

表5 電気カーペットの事故原因区分別被害状況（※7）

被害状況 事故原因区分		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故	A：設計、製造又は表示等に問題があったもの				10	10		20 (0) [0]
	B：製品及び使い方に問題があったもの				1			1 (0) [0]
	C：経年劣化によるもの				12	12		24 (0) [0]
	G3：製品起因であるが、その原因が不明のもの					2		2 (0) [0]
	小計	0 (0) [0]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	23 (0) [0]	24 (0) [0]	0 (0) [0]	47 (0) [0]
製品に起因しない事故	D：施工、修理、又は輸送等に問題があったもの							0 (0) [0]
	E：誤使用や不注意によるもの	1 (1) [1]			5 [1]	5		11 (1) [2]
	F：その他製品に起因しないもの				3	1		4 (0) [0]
	小計	1 (1) [1]	0 (0) [0]	0 (0) [0]	8 (0) [1]	6 (0) [0]	0 (0) [0]	15 (1) [2]
G：原因不明のもの (G3を除く)				2 (5) [2]	11 [2]	2		15 (5) [4]
H：調査中のもの		1 (1) [1]	2 (2)	2 (2)	14	5		24 (5) [1]
合計	事故件数 被害者数 火災件数	2 (2) [2]	2 (2) [0]	4 (7) [2]	56 (0) [3]	37 (0) [0]	0 (0) [0]	101 (11) [7]

（※7）平成24年9月28日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害のより重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、（）の数字は被害者数、[]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。また、壁や柱等の建物または畳やふすま等の建具の一部以上が焼損したものを「火災」としている。

ウ. 事故の現象別被害状況

電気カーペットの事故の「現象別被害状況」を表6に示します。

①「電源コードへの過度の荷重、繰り返しの屈曲や引っ張り等により、芯線が断線し、スパークが起きて発火した。」が12件で最も多く、次いで②「経年劣化により、基板内のリレー接点が劣化し、発煙や異常発熱した。」9件となっています。

表6 電気カーペットの事故の現象別被害状況

被害状況 現象の内容		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
事故原因区分B G	①電源コードへの過度の荷重、繰り返しの屈曲や引っ張り等により、芯線が断線し、スパークが起きて発火した。	1 (1) [1]		1 (3) [1]	6	4		12 (4) [2]
	②経年劣化により、基板内のリレー接点が劣化し、発煙や異常発熱した。				2	7		9 (0) [0]
	③繰り返しの折り曲げや引っ張りにより、発熱体が破断し、異常発熱した。				4	3		7 (0) [0]
	④経年劣化により、スイッチの接点部等の接続部で接触不良が生じ、異常発熱した。				3	2		5 (0) [0]
	⑤その他				10 [1]	3		13 (0) [1]
	⑥不明			1 (2) [1]	7 [2]	3		11 (2) [3]
A:設計、製造又は表示等に問題があったもの					10	10		20 (0) [0]
H:調査中のもの		1 (1) [1]	2 (2)	2 (2)	14	5		24 (5) [1]
合計	事故件数	2	2	4	56	37	0	101
	被害者数	(2)	(2)	(7)	(0)	(0)	(0)	(11)
	火災件数	[2]	[0]	[2]	[3]	[0]	[0]	[7]

(3) ゆたんぼの事故について

ア. 年代別の事故状況

ゆたんぼの事故のうち、人的被害のあった64人(62件)について、「年代別・男女別被害者数」を図8に示します。20歳代、30歳代の女性が低温やけど(※8)によって重傷を負う事故が多くなっています。

なお、ゆたんぼによる死亡事故は発生していません。

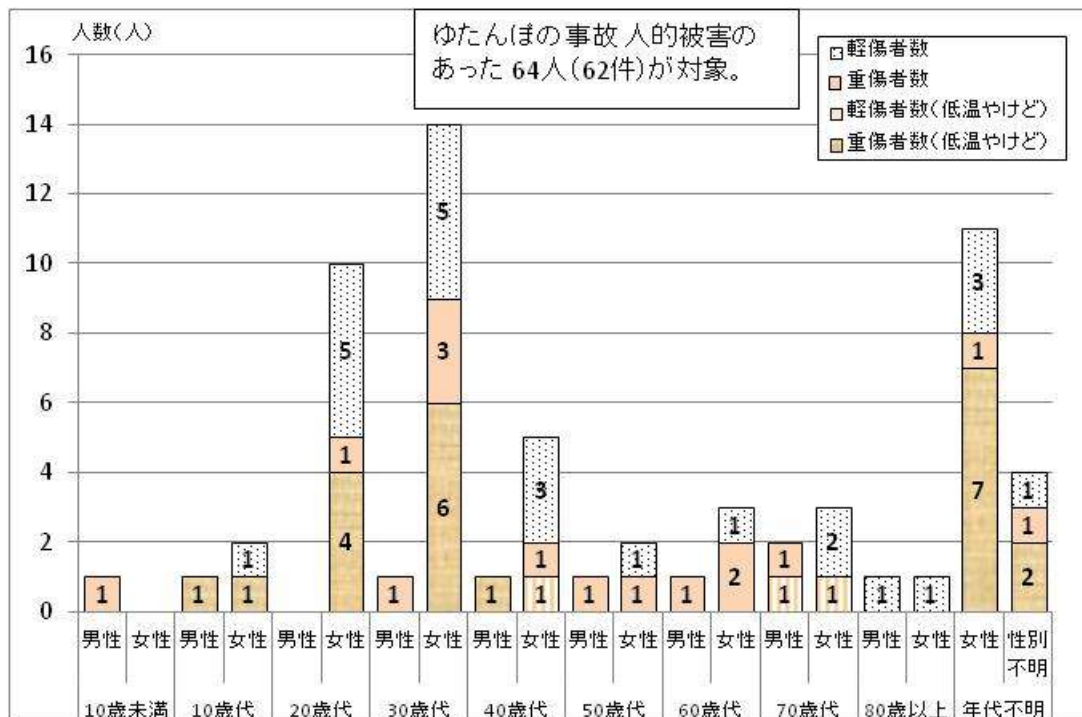


図8 ゆたんぼの年代別男女別被害者数

(※8) 低温やけどとは

比較的低い温度(40~50℃)でも長時間にわたって皮膚の同じ箇所につれていると、筋肉などの細胞が壊死するために「低温やけど」を負うことがあります。また、「低温やけど」は皮膚の変化が少なく、傷みも弱くても、皮膚の深い部分でやけどをおこして皮下組織が壊れ、植皮手術が必要になり、治療に時間を要することがあります。

低温やけどの事故はゆたんぼや電気カーペット等の暖房器具だけではなく、携帯電話やパソコンを使用中に眠ってしまう等、長く触れている間に低温やけどを負った事例もあります。平成19年度から23年度にかけて、携帯電話で6件、パソコンで5件の低温やけどが発生しています。

イ. 事故原因区分

ゆたんぽの「事故原因区分別発生件数」を図9に示します。

ゆたんぽの事故では、「誤使用や不注意によるもの（事故原因区分E）」が27件（31%）と割合が高くなっており、次いで「B：製品及び使い方に問題があったもの」が多くなっています。

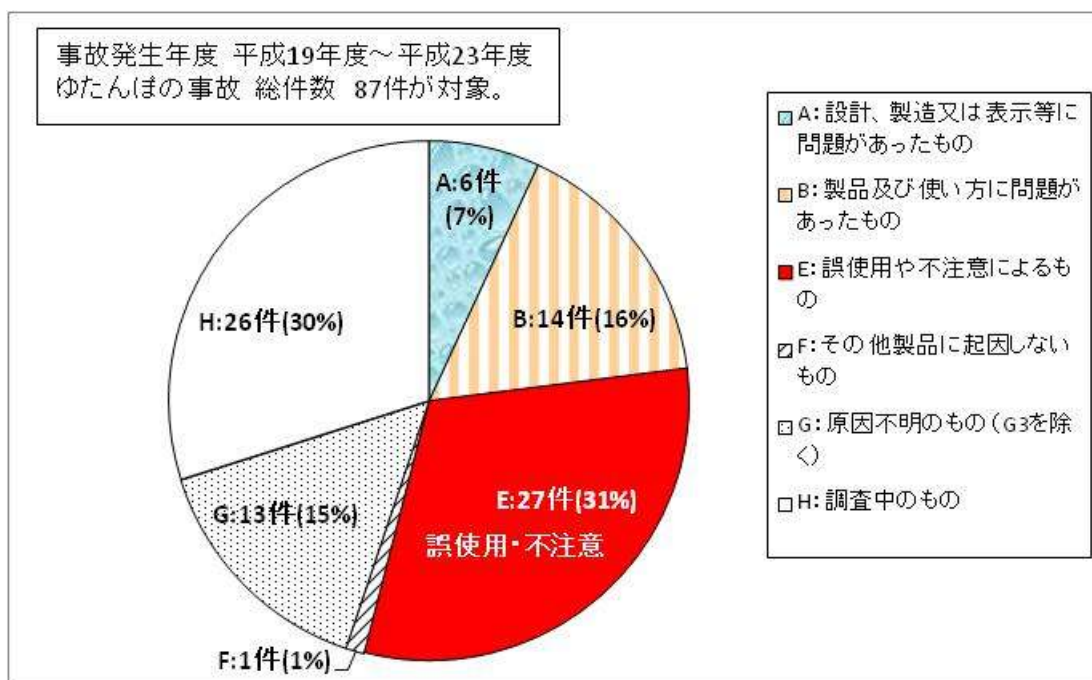


図9 ゆたんぽの事故原因区分別発生件数

ゆたんぽの「事故原因区分別被害状況」を表7に示します。

表7 ゆたんぽの事故原因区分別被害状況（※7）

被害状況		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故	A：設計、製造又は表示等に問題があったもの		2 (2)		1	2	1	6 (2) [0]
	B：製品及び使い方に問題があったもの		3 (4)	8 (9)		3		14 (13) [0]
	C：経年劣化によるもの							0 (0) [0]
	G3：製品起因であるが、その原因が不明のもの							0 (0) [0]
	小計	0 (0) [0]	5 (6) [0]	8 (9) [0]	1 (0) [0]	5 (0) [0]	1 (0) [0]	20 (0) [0]
製品に起因しない事故	D：施工、修理、又は輸送等に問題があったもの							0 (0) [0]
	E：誤使用や不注意によるもの		14 (14)	5 (5)	7	1		27 (19) [0]
	F：その他製品に起因しないもの			1 (1)				1 (1) [0]
	小計	0 (0) [0]	14 (14) [0]	6 (6) [0]	7 (0) [0]	1 (0) [0]	0 (0) [0]	28 (20) [0]
G：原因不明のもの (G3を除く)			2 (2)	9 (9)		2		13 (11) [0]
H：調査中のもの			15 (15)	3 (3)	5	3		26 (18) [0]
合計	事故件数	0	36	26	13	11	1	87
	被害者数	(0)	(37)	(27)	(0)	(0)	(0)	(64)
	火災件数	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]

（※7）平成24年9月28日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害と同時に物的被害が発生している場合は、人的被害のより重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、（）の数字は被害者数、[]の数字は事故件数の内数で火災件数。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。また、壁や柱等の建物または畳やふすま等の建具の一部以上が焼損したものを「火災」としている。

ウ. 事故の現象別被害状況について

ゆたんぼの事故の「現象別被害状況」を表8に示します。

- ①「長時間皮膚に接触したため低温やけどを負った。」が16件で最も多く、次いで
 ②「電子レンジ等による、過剰な加熱によって破裂し、やけどを負った。」14件となっています。特に①での低温やけどによる重傷事故が多くなっています。

表8 ゆたんぼの事故の現象別被害状況

被害状況		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
事故原因区分B、G	①長時間皮膚に接触したため低温やけどを負った。		14 (14)	2 (2)				16 (16) [0]
	②電子レンジ等による、過剰な加熱によって破裂し、やけどを負った。(電子レンジ加熱式)		4 (5)	9 (10)		1		14 (15) [0]
	③口金を外さずにゆたんぼを加熱し破裂した。(金属製)		1 (1)			6		7 (1) [0]
	④過酷な使用等で硬化して劣化していたため、亀裂が生じて湯が漏れ、やけどを負った。(ゴム製、樹脂製)				5 (5)			5 (5) [0]
	⑤その他			3 (3)	1	5		9 (3) [0]
	⑥不明			4 (4)				4 (4) [0]
A:設計、製造又は表示等に問題があったもの			2 (2)		1	2	1	6 (2) [0]
H:調査中のもの			15 (15)	3 (3)	5	3		26 (18) [0]
合計	事故件数	0	36	26	13	11	1	87
	被害者数	(0)	(37)	(27)	(0)	(0)	(0)	(64)
	火災件数	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]

3. 事故事例の概要について

電気こたつ、電気カーペット及びゆたんぼの事故について、現象別に事例を示します。

(1) 電気こたつの事故

- ① 電源コードへの過度の荷重、繰り返しの屈曲や引っ張り等により、芯線が断線し、スパークが起きて発火した。

○平成21年2月12日（大阪府、30歳代・女性、拡大被害）

（事故内容）

電気こたつの中間スイッチ付近から出火する火災が発生し、周辺が焼損した。

（事故原因）

電源コードに引っ張りや折り曲げの負荷がかかり、中間スイッチの根元部で断線が起き、コードがショートして発火したと推定される。

なお、取扱説明書には「電源コードを無理に曲げたり、ねじったりしない」旨、注意事項が記載されていた。

- ②可燃物（衣類等）がヒーターユニットと接触し、過熱して発火した。

○平成22年2月4日（神奈川県、年代不明・男性、拡大被害）

（事故内容）

使用中の電気こたつから発煙し、こたつふとんが焦げた。

（事故原因）

被害者がやぐらの中にふとんを押し込んで使用したため、ふとんがヒーターユニットに接触して、ふとんが焦げて発煙したものと推定される。

なお、本体表示及び取扱説明書に「ふとんをやぐらの中に押し込んで使用しない」旨、記載されている。

- ③故障を知らず使用したため、過熱して可燃物が発火した。

○平成20年1月25日（愛媛県、年代・性別不明、拡大被害）

（事故内容）

電気こたつから出火し、木造住宅1棟を全焼した。

（事故原因）

電気こたつの温度調整機能が1カ月前から調子が悪かったにもかかわらず、修理せずに使用を続けており、電気こたつの電源を切り忘れて外出した際、電気こたつが過熱し、付近の可燃物に着火して、火災に至ったものと推定される。

(2) 電気カーペットの事故

- ① 電源コードへの過度の荷重、繰り返しの屈曲や引っ張り等により、芯線が断線し、スパークが起きて発火した。

○平成19年12月17日（大阪府、30歳代・女性、製品破損）

（事故内容）

使用中の電気カーペットの差込みプラグのコードプロテクター付近から火花が出た。

（事故原因）

差込みプラグの栓刃及び断線部付近の電線に屈曲した痕跡が認められることから、差込みプラグがコンセントに差し込まれた状態で繰り返し引っ張り応力等の機械的スト

レスが加えられたため、コードプロテクター端部の電線が半断線となり、異常発熱して絶縁被覆が溶融し、スパークが発生したものと推定される。

②経年劣化により、基板内のリレー接点が劣化し、発煙や異常発熱した。

○平成22年3月7日（福井県、50歳代・男性、拡大被害）

（事故内容）

使用中の電気カーペットから異音が生じて焦げ臭いにおいがし、コントローラーと畳などが焦げた。

（事故原因）

長期使用（製造後約22年）により、コントロール基板内のリレー接点が荒れて接触抵抗が増大し、発熱してリレー外郭樹脂や周囲の可燃物（カーペット）が加熱され焦げたものと推定される。

③繰り返しの折り曲げや引っ張りにより、発熱体が破断し、異常発熱した。

○平成20年12月24日（栃木県、30歳代・女性、製品破損）

（事故内容）

電気カーペットが温かくならず、コントローラーから焦げたようなにおいがした。

（事故原因）

カーペット本体に大きなシワが生じた状態で使用したため、ヒーター線同士の発熱により部分的に過熱状態となり、ヒーター線と温度検知線がショートしてヒューズが溶断した際に、焦げたようなにおいがしたものと推定される。

なお、取扱説明書には「しわのある状態では使用しない。感電や故障の原因となる。」旨記載されている。

（3）ゆたんぽの事故

①長時間皮膚に接触したため低温やけどを負った。

○平成21年12月8日（広島県、20歳代・女性、重傷）

（事故内容）

ゆたんぽを使用中、低温やけどを負った。

（事故原因）

使用者が気づかずに、ゆたんぽに足首が長時間触れたまま寝ていたために、低温やけどを負ったものと推定される。

なお、ゆたんぽの取扱説明書には「身体から離して使用する」旨、記載されている。

② 電子レンジ等による、過剰な加熱によって破裂し、やけどを負った。

○平成21年3月10日（熊本県、20歳代・女性、軽傷）

（事故内容）

電子レンジ加熱式のゆたんぽを加熱していたところ、ゆたんぽが膨らんできたため慌てて電子レンジの扉を開けた際に、ゆたんぽが破裂して内容物が飛び散り、顔面にやけどを負った。

（事故原因）

使用者は、オート加熱機能を禁止する旨の表示が当該製品にあることを認識していたものの、誤ってオート機能を使用したことにより、規定時間を超えて加熱されたため、樹脂フィルム製の袋の内圧が高まって破損し、内容物が飛散してやけどを負ったものと

推定される。

③ 口金を外さずにゆたんぽを加熱し破裂した。

○平成20年2月23日（千葉県、30歳代・男性、重傷）

（事故内容）

金属製ゆたんぽの口金を軽く閉めたままIHコンロで温めたところ、お湯が噴きこぼれてきたため、加熱を止めて口金を開けたところ、お湯が噴き出し、顔と右腕にやけどを負った。

（事故原因）

口金を閉めたまま温めたことにより、内部の空気が膨張し、口金を開けた際に湯が噴き上がったものと推定される。

なお、取扱説明書で口金を閉めたまま加熱することは禁止されていた。

4. 冬の事故の防止について

冬本番に向けて、電気こたつ、電気カーペット及びゆたんぽの事故が増えることが予想されます。これらの製品事故を防ぐため、次の点に注意してください。各製品の取扱説明書をよく読んで、正しく使用してください。

(1) 電気こたつの事故の防止

- ① 電気こたつの電源コードを折り曲げたり、ねじったりしないでください。
- ② 電気こたつの電源コードが、こたつの下敷きになった状態で使用しないでください。
- ③ 電気こたつの電源コードの表面の繊維に損傷がみられたら、使用を中止してください。
- ④ 電気こたつの中で衣類を乾かささないでください。
- ⑤ 座いすや座ぶとん、上掛けなどが、電気こたつのヒーターユニットに近づき過ぎないようにしてください。
- ⑥ 故障した状態で使用し続けしないでください。また、電気こたつ（ヒーターユニット等）を改造したり、自分で修理しないでください。

○温風ダクトの事故の防止

温風ダクト（温風暖房機から温風を他の場所に送り込むために使用する製品）を使用することにより、ダクトの排風口からの熱風がこたつの脚部等にあたり、溶融・変形する等の事故が発生しています。場合によっては、やけどや火災等の重篤な被害に至る場合もありますので、取り扱いには十分注意してください。（※9）

（※9）温風暖房機では、「温風を直接ダクト等でこたつに引き込んで使うことはやけどや火災のおそれがあるため、使用を禁止する」旨、取扱説明書に記載している場合もあります。

また、電気こたつでも、「他の暖房器具から熱を取り入れるダクトを使用しない」旨、取扱説明書に記載している場合もあります。

(2) 電気カーペットの事故の防止

- ① 電気カーペットの電源コードを折り曲げたり、ねじったりしないでください。
- ② 本体を広げ、しわのない状態で使用してください。また、重量物を乗せたり、強く曲げる等で発熱体を傷めないようにしてください。
- ③ 電気カーペットを保管する際は、折り跡がつかないようにしてください。
- ④ 焦げ臭い、温まりにくい等の症状があれば、使用を中止し、メーカーや販売店に相談してください。長期間使用された製品においては、特に注意が必要です。
- ⑤ 犬や猫などのペットが、発熱体やコードをかじるなどして傷める恐れがありますので、注意してください。

(3) ゆたんぽの事故の防止

- ① ゆたんぽは就寝前にふとんの中に入れ、温まったら出してください。就寝中に使用すると、体に触れて低温やけどを負う恐れがあります。
- ② 電子レンジ加熱式ゆたんぽは、規定のレンジ出力や加熱時間を守ってください。
- ③ ゆたんぽの容器の破損に注意してください。
- ④ 金属製ゆたんぽを温めるときは、必ず口金を外してください。
- ⑤ ゴム製ゆたんぽに湯を入れるときは、取扱説明書を確認し、湯の温度が耐熱温度以下であることを確認してください。

(別紙)

○本文中では、事故原因区分を以下の表のように対応させています。

	区分記号	事故原因区分	本文表記
製品に起因する事故	A	専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの	設計、製造又は表示等に問題があったもの
	B	製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの	製品及び使い方に問題があったもの
	C	製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの	経年劣化によるもの
	G3	製品起因であるが、その原因が不明のもの	製品起因であるが、その原因が不明のもの
製品に起因しない事故	D	業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの	施工、修理、又は輸送等に問題があったもの
	E	専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの	誤使用や不注意によるもの
	F	その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの	その他製品に起因しないもの
	G	原因不明のもの(G3は除く)	原因不明のもの(G3は除く)
	H	調査中のもの	調査中のもの